

(仮称) 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、大阪狭山市（以下「市」という。）の教育行政に関し、市長及び教育委員会が、子ども、保護者をはじめとする市民の意見を斟酌し、未来に輝く教育のまちづくりにおいて果たすべき市長、教育委員会、保護者、市民及び学校園の役割を明らかにするとともに、総がかりで教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (4) 学校園 小学校、中学校、認定こども園等をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、教育委員会と十分な意思疎通が図られるよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4に規定する総合教育会議を一層充実させるものとする。

2 市長は、法第22条に規定する職務権限に基づき、教育施策を推進できるよう、必要な体制を整備しなければならない。

(教育委員会の責務)

第4条 教育委員会は、法第21条に規定する職務権限に基づき、未来に輝く教育のまちの実現のために基盤整備、環境づくり及び学びの保障に取り組まなければならない。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤であることから、教育の第一義的責任を有する者として、子どもの発達の過程に応じて生きる力を育むことがで

きるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、教育への関心と理解を深める様々な取組に参画するとともに、学校園、家庭等と相互に連携及び協力するよう努めるものとする。

(学校園の役割)

第7条 学校園は、一人ひとりの子どもが成長や発達の過程に応じて、主体的に学び、将来、社会において自立的に生きるために基礎を培うことができるよう、市が定める施策、取組及び目標を学校園内で共有するよう努めなければならない。

2 学校園は、学校園間で、保育及び教育の連続性を意識した連携を行い、その達成のために必要な取組を行うよう努めなければならない。

(教育振興基本計画の策定)

第8条 教育委員会は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めなければならない。

2 教育振興基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市における教育の基本的な目標

(2) 前号に掲げるもののほか、市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 教育委員会は、教育振興基本計画を定めるにあたっては、その基本的な事項について、子ども及び市民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

4 教育委員会は、教育振興基本計画を定めたときは、これを市議会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前各項（第2項を除く。）の規定は、教育振興基本計画を変更する場合について準用する。

(教育振興基本計画の推進)

第9条 教育委員会は、前条第1項の規定により定めた教育振興基本計画を、市長、保護者、市民及び学校園と一体となって、推進するものとする。

(意見情報の共有)

第10条 市長及び教育委員会は、市における教育の振興のための施策について説明をする責任を果たすため、教育に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 市長及び教育委員会は、子どもの最善の利益を実現するために、子どもの意見を聴取するとともに、保護者、市民の意向を的確に把握し、教育行政に適切に反映させるよう努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。